電子交付の説明

電子交付とは、不動産特定共同事業者からお客様への交付が義務付けられている重要書面や契約書について、書面での交付に代えてインターネットを通じて交付することです。

当サービスをご利用いただく場合、電子交付に同意いただく必要がございます。なお、電子交付に同意いただけない場合は、当サービスを利用できません。

電子交付書面の閲覧可能期間は、交付日より5年間です。

【電磁的方法の種類】

電子交付を受けるお客様に対して用いる情報通信技術を利用する方法をいいます。

セブンスター株式会社(以下、「当社」といいます)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたお客様の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該お客様の閲覧に供し、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該お客様の承諾に関する事項を記録する方法(不動産特定共同事業法施行規則第 46 条第 1 項ロ)

【電子交付の対象書面】

当社が電子交付により提供する書面は以下とします。

契約成立前書面	法第 24 条に定める対象プロジェクトの概要および重要事項などを交付する書面です。プ
	ロジェクト情報掲載日に交付します。
匿名組合契約書	法第 25 条に定めるお客様が当社と匿名組合契約の締結時に交付する書面です。出資
契約成立時書面	口数確定時に交付します。
財産管理報告書	法第 28 条に定める対象プロジェクトの運用実績をご報告する書面です。プロジェクトごと
	に定められた日までに交付します。
年間取引報告書	お客様毎の年間の支払税金を記載した書類です。毎年2月上旬までに交付します。
その他	当社よりお客様に交付するレポート等の書面を必要に応じて交付します。

【免責事項】

当社は次に掲げる事項により生じるお客様の損害について一切その責を負わないものとします。

- ·お客様の使用する電子計算機に生じた不具合のすべて。
- ・法令等の変更や監督官庁からの指示その他必要な事態が発生した場合等何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合に当社が電磁的方法による書類の交付に代え、紙媒体による書面の交付等を受けたことにより生じた一切の損害。
- ・天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象により電子交付サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

2020年1月制定